

議案第7号

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

令和 年 月 日
規程第 号

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100」に改め、同条同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

事務職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			

53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,500			
95		295,200	343,100	381,900			
96		295,600	343,500	382,300			
97		295,800	343,700	382,600			
98		296,100	344,100	383,100			
99		296,500	344,500	383,500			
100		296,900	344,800	383,900			
101		297,100	345,100	384,200			
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				

109			299,500	348,500						
110			299,900	348,900						
111			300,300	349,200						
112			300,600	349,500						
113			300,800	350,000						
114			301,000							
115			301,300							
116			301,700							
117			301,900							
118			302,100							
119			302,400							
120			302,700							
121			303,100							
122			303,300							
123			303,600							
124			303,900							
125			304,200							
再雇用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、教授、准教授及び講師以外の職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教員職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
再雇用 職員以 外の職 員	1	281,000	327,600	406,000
	2	284,000	330,500	408,300
	3	286,800	333,500	410,700
	4	289,600	336,500	413,200
	5	292,200	339,700	415,300
	6	294,600	342,100	417,800
	7	296,800	344,700	420,000
	8	299,100	347,100	422,500
	9	301,600	349,800	424,200
	10	304,000	352,500	426,700
	11	306,400	355,200	429,000
	12	308,900	358,200	431,300
	13	311,200	361,000	432,700
	14	313,200	362,900	434,900
	15	315,200	365,100	437,100
	16	316,900	367,600	439,400
	17	319,100	369,600	441,500
	18	320,900	371,800	443,900
	19	322,900	373,900	446,200
	20	324,600	375,800	448,600
	21	326,300	377,600	450,700
	22	328,700	379,400	453,000
	23	330,900	380,900	455,400
	24	333,300	382,100	457,700
	25	335,300	383,500	459,700
	26	337,300	385,300	461,900
	27	339,400	387,100	464,000
	28	341,800	389,000	466,200
	29	344,000	390,900	468,300
	30	346,100	392,600	470,600
	31	348,000	394,300	472,800
	32	349,800	396,000	474,900

33	351,700	397,600	476,800
34	353,600	399,400	478,900
35	355,300	400,900	481,200
36	356,800	402,700	483,400
37	358,400	403,800	485,500
38	360,400	405,400	487,500
39	362,500	406,900	489,400
40	364,400	408,400	491,300
41	366,300	409,300	493,300
42	368,200	410,900	495,200
43	370,000	412,400	496,900
44	371,800	414,000	498,800
45	373,600	415,300	500,700
46	375,400	416,900	502,500
47	376,900	418,300	504,300
48	378,700	419,900	506,200
49	380,200	421,300	507,900
50	381,800	422,600	509,600
51	383,400	423,900	511,400
52	385,100	425,200	513,300
53	386,200	425,900	514,900
54	387,700	426,900	516,500
55	389,100	427,800	518,200
56	390,700	428,700	519,800
57	392,000	429,600	521,400
58	393,400	430,500	522,700
59	394,700	431,400	524,000
60	396,200	432,300	525,200
61	397,500	433,200	526,400
62	398,900	434,100	527,400
63	400,400	435,100	528,400
64	401,900	436,200	529,400
65	402,900	437,100	530,000
66	404,000	438,100	530,900
67	405,000	439,100	531,800
68	406,100	440,000	532,700
69	407,100	441,000	533,600
70	408,000	442,000	534,400
71	408,800	442,900	535,100

	72	409,600	443,900	535,600
	73	410,400	444,900	536,300
	74	411,300	445,800	536,800
	75	412,100	446,700	537,600
	76	412,900	447,700	538,200
	77	413,600	448,500	538,700
	78	414,000	449,000	
	79	414,300	449,700	
	80	414,600	450,300	
	81	414,900	451,100	
	82	415,200	451,800	
	83	415,400	452,100	
	84	415,700	452,700	
	85	416,000	453,100	
	86	416,300	453,400	
	87	416,600	453,700	
	88	416,900	454,000	
	89	417,100	454,300	
	90	417,400		
	91	417,700		
	92	418,000		
	93	418,200		
	94	418,500		
	95	418,800		
	96	419,100		
	97	419,300		
	98	419,600		
	99	419,900		
	100	420,100		
	101	420,300		
	102	420,600		
	103	420,900		
	104	421,100		
	105	421,300		
再雇用 職員		293,800	315,700	399,700

備考 この表は、教授、准教授及び講師に適用する。

第2条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100」を「100分の95」に改め、同条同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正)

第3条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程(平成21年規程第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の157.5」を「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第4条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年〇〇月〇〇日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程(次項において「改正後の給与規程」という。)の規定は令和4年4月1日から適用する

(給与の内払)

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の内払いとみなす。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び
公立大学法人役員報酬規程の一部改正について

【令和4年度人事院勧告及び青森県人事委員会勧告による給与改定等】

1 改正趣旨

人事院勧告（令和4年8月8日実施）及び青森県人事委員会勧告（令和4年10月11日実施）を勘案して、青森県及び青森市の対応に準じ、本学においても一部給料月額や勤勉手当等の支給率の引き上げなど、所要の改正を行うもの。

2 主な給与改定のポイント

- (1) 初任給及び若年層の給料月額を引き上げ。
- (2) 勤勉手当の支給月数について、年間0.10月の引き上げ。
- (3) 役員の期末手当の支給月数について、年間0.10月の引き上げ。

3 具体的な規程の改正内容

- (1) 給料表の引き上げ
別紙1（別表第1及び別表第2）のとおり
- (2) 勤勉手当の支給月数
- (3) 役員の期末手当の支給月数

令和4年度

区分	手当名	6月期	12月期	年計	前年度比
職員 (第1条)	勤勉	0.900	0.900 → 1.000	1.800 → 1.900	+ 0.10
再雇用職員 (第1条)	勤勉	0.425	0.425 → 0.475	0.850 → 0.900	+ 0.05
役員 (第3条)	期末	1.575	1.575 → 1.675	3.150 → 3.250	+ 0.10

令和5年度

区分	手当名	6月期	12月期	年計	前年度比
職員 (第2条)	勤勉	0.900 → 0.950	0.900 → 0.950	1.900	—
再雇用職員 (第2条)	勤勉	0.425 → 0.450	0.425 → 0.450	0.900	—
役員 (第4条)	期末	1.575 → 1.625	1.575 → 1.625	3.250	—

※該当する職員はいないが、再雇用職員の規定も併せて改正

4 施行期日

[令和4年度に係る改正] 決裁日（適用日：令和4年4月1日）

[令和5年度に係る改正] 令和5年4月1日

5 今後の予定

令和5年1月31日で差額を支給予定。

○第1条関係

公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）新旧対照表

・令和4年度に係る改正

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1（事務職員給料表）・・・・・・全改</p> <p>別表第2（教員職員給料表）・・・・・・全改</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1（事務職員給料表）</p> <p>別表第2（教員職員給料表）</p>

○第2条関係

公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）新旧対照表

・令和5年度以降に係る改正

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(略)</p>

○第3条関係

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）新旧対照表

・令和4年度に係る改正

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別段に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の120」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別段に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>(略)</p>

○第4条関係

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）新旧対照表

・令和5年度以降に係る改正

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別段に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の120」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別段に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>(略)</p>